家庭用温水暖房契約
（選択約款）

令和８年１０月１日 実施

青森ガス株式会社

目　　次

１．目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．用語の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３．適用条件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４．契約の締結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１～２
５．使用量の算定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６．料金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～３
７．単位料金の調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～４
８．精算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
９．設置確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１０．その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
附　　則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
別　　表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４～７

1.　目的

この選択約款は、家庭用の温水機器及び暖房機器の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的･経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2.　用語の定義

(1)「温水機器」とは、ガスをエネルギー源として使用し、温水を作る機能を有した燃焼機器をいいます。

(2)「暖房機器」とは、ガスをエネルギー源として使用し、温水機器によって作った温水を利用して暖房をする機能を有した機器・装置のことをいいます。

(3)「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等の業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・ 作業場・事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

(4)「消費税相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(5)「単位料金」とは、７に定める基準単位料金(税抜)または調整単位料金をいいます。

(6)「基本料金(税込)」「基準単位料金(税込)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法 63 条の 2 の規定に基づき記載するものです。

(7)「基本料金(税抜)」「基準単位料金(税抜)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

3.　適用条件

この選択約款は、家庭用温水機器・暖房機器を次のいずれかの条件で使用しお客さまがこの選択約款による契約を希望する場合に適用いたします。

①　専用住宅で使用する。

②　一需要場所におけるガスメーターの能力が 10 立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する。

4.　契約の締結

(1)　お客さまは、この約款を承諾のうえ、当社に申し込んでいただきます。当社がこの申し込みを承諾したときに、この選択約款に定めるガスの供給および使用に関する契約が成立いたします。

(2)　申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。

(3)　契約期間は次のとおりといたします。

①　ガス小売供給約款または他の選択約款から契約を変更した場合は、お客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

②　新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

ただし、上記①、②の契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は契約満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算日として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4)　当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません(**(5)**において同じ)。

(5)　当社は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款(ガス小売供給約款に定める料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

5.　使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

6.　料金

(1)　当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といいます。)に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長します。

(2)　当社は、別表の料金表(料金表の基本料金(税抜)、基準単位料金(税抜)または7の規定により調整単位料金を算出した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して、

早収料金または遅収料金を算定いたします。

7. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表の 2(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1 立方メートル当たり)

＝基準単位料金(税抜)＋０．０８２円×原料価格変動額／１００円

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1 立方メートル当たり)

＝基準単位料金(税抜)－０．０８２円×原料価格変動額／１００円

(備 考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨てます。

(2) (１)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

８８，３２０円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表の 2(3)に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)及びトン当たりプロパン平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(計算式)

平均原料価格＝トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９５４４

+トン当たりプロパン平均価格×０．０４９６

(備 考)

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社事業所に掲示したします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

（算 式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

8.　精算

この選択約款を契約して使用されているお客さまで、３の適用条件を満たさないでガスを使用の場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼってガス小売供給約款に定める遅収料金(税込)とすでにお支払いいただいた料金(税込)との差額を徴収いたします。

9.　設置確認

当社は、温水機器および暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。立ち入りを承諾していただけない場合は、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはこの選択約款を解約してガス小売供給約款を適用いたします。

10.　その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附　則

１．本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成 29 年 4 月 1 日からといたします。

本選択約款は、平成 30 年 6 月 1 日改定実施いたします。

本選択約款は、平成 30 年 7 月 16 日改定実施いたします。

本選択約款は、平成 31 年 4 月 1 日改定実施いたします。

本選択約款は、令和元年 10 月 1 日改定実施いたします。

本選択約款は、令和 8 年 10 月 1 日改定実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表Ａ　使用量が 0 立方メートルから 16 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が 16 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が 50 立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金(税抜)の合計といたします。

(2) 従量料金(税抜)は、基準単位料金又は 7 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日(うるう年は 2 月 29 日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年 5 月から 7 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年 6 月から 8 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては当年 7 月から 9 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

3. 料金表Ａ

(1) 基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	１，３７５．００円(税込)
	１，２５０．００円(税抜)

(2) 基準単位料金

１立方メートルにつき	２７６．５５１円(税込)
	２５１．４１　円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金(税抜)をもとに 7 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表Ｂ

(1) 基本料金

１か月及びガスメーター1 個につき	１，８４８．００円(税込)
	１，６８０．００円(税抜)

(2) 基準単位料金

１立方メートルにつき	２４７．６３２円(税込)
	２２５．１２　円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金(税抜)をもとに 7 の規定により算定した 1 立方メートル当た

りの単位料金といたします。

5. 料金表C

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	４，２６８．００円(税込)
	３，８８０．００円(税抜)

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	１６２．６１３円(税込)
	１４７．８３　円(税抜)

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金(税抜)をもとに7の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。